

都道府県・指定都市・中核市
動物愛護管理主管部（局）長
各地方農政局生産部長
北海道農政事務所生産経営産業部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

】 殿

環境省自然環境局総務課長（公印省略）
（農林水産省）生産局畜産部畜産振興課長

農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号、以下、「動物愛護管理法」という。）第40条に規定する動物を殺す場合の方法については、「動物の殺処分に関する指針」（平成7年7月4日総理府告示第40号。以下「指針」という。）において、動物を殺処分しなければならない場合にあっては、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によることが規定されているところです。

今般、ある畜産事業者において、首吊りにより時間をかけて豚を窒息死させる行為や、適切な治療や殺処分を行わずに放置することにより鶏に餓死や衰弱死を招く行為が行われているとの情報を環境省において確認しました。

動物愛護管理法では、動物のみだりな殺傷や暴行等を禁止しています。これらは一般的に、不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱いをすることをいい、その具体的判断は、行為の目的、手段、態様等とその行為による動物の苦痛等を総合して、社会通念としての一般人の健全な常識により判別すべきものと解しています。

また、上述のとおり、指針では殺処分を行う際には適切な殺処分方法によることと規定されており、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（令和2年3月16日農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）においても、治療を行っても回復の見込みがない場合や、著しい

生育不良や虚弱で正常な発育に回復する見込みのない場合など、家畜の殺処分を農場内で実施しなければならない場合には、直ちに死亡させるか、直ちに意識喪失状態に至るようにするなど、出来る限り苦痛の少ない方法により殺処分を行うこととしております。

個々の行為が虐待にあたるかを一律に判断することは困難であるものの、動物虐待は、人が社会の中で関わるあらゆる動物の取扱いにおいて、法的にも道義的にもあってはならないことです。

このため、令和元年度の法改正により、昨年6月から動物のみだりな殺傷や虐待に関する罰則が大幅に強化されたことや、動物愛護管理部局と畜産部局等との連携強化が明示されたことも踏まえ、関係部局が連携して、日頃より、産業動物の適切な取扱いの確保及び虐待等の防止に係る事業者への指導助言や情報共有の徹底を図るとともに、適切な方法による殺処分が行われていない事態や飼養保管が適切でないことに起因して産業動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が認められたときは、速やかな改善を求め、改善の意志がない場合は、警察への告発を含めて厳正に対処するよう御対応願います。

各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局におかれては貴局管内の都道府県畜産部局に上記の旨を周知するとともに、畜産関係者へ周知するよう依頼願います。

(参考)

「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月4日総理府告示第40号)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/shobun.pdf

「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」(令和2年3月16日農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-42.pdf

「疾病の管理を目的とした殺処分」(OIEの陸生動物衛生規約)

https://www.oie.int/index.php?id=169&L=0&htmfile=chapitre_aw_killing.htm